

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第4期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
161	上山添	R3. 1. 7	・様式の変更	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(11) 11	(10) 10	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない ・担い手に集積・集約化する	・担い手に集積・集約化する	・集落内の認定農業者等個人の担い手へ農地を利用集積又は農作業委託を行う ・個別農家が規模拡大していく方向。集積に当っては生産組合全体で調整を図る ・ハウス等を利用した園芸作物等の栽培、販売により、高齢者・女性等の労働の場を提供する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
162	中田	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の経営面積の変更 1人	(4) 5	(4) 5	(0) 0	(0) 0	(4) 5	(4) 5	(0) 0	(4) 5	・担い手は十分確保されている ・担い手に集積・集約化する	・担い手に集積・集約化する	・中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稲の生産費のコストダウンを図る ・水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める ・複合経営による所得向上および経営の安定を図る ・新規就農の促進を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
163	常盤木	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の属性変更 1人	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(9) 8	(2) 2	(0) 1	・担い手はいるが十分ではない ・担い手に集積・集約化する	・担い手に集積・集約化する	・水稲では、特別栽培による良食味米の生産に取り組む ・果樹については、大玉ブドウや食味等消費者の嗜好に添った品種の生産への転換を進める ・産直施設の活用	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
164	西荒屋	R3. 1. 7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 2人 ・中心経営体の追加 3人 ・中心経営体の経営面積の変更 1人	(21) 22	(21) 22	(0) 0	(0) 0	(21) 22	(19) 20	(0) 0	(2) 2	・担い手は十分確保されている ・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯圃を解消する	・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯圃を解消する	・観光果樹園の取り組みや産直・加工施設の活用により、今後とも農産物の高付加価値化、6次産業化に努める ・中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稲の生産費のコストダウンを図りつつ、その他の農業者は果樹経営に専念していく ・水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第4期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
165	板井川	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積の変更 1人 	(9) 10	(9) 10	(0) 0	(0) 0	(9) 10	(9) 10	(0) 0	(0) 0	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹・花卉・野菜の高付加価値農産物の生産に取組み、複合経営の確立をする 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る 中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う 中心となる経営体5名(刈取面積28ha)と2名(刈取面積15ha)の水稻刈取機械共同利用組合は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る 大豆は転作作目の基幹として毎年作付が増加しており、大豆生産組合による播種から刈取までの共同作業により低コスト化を図っている。今後は栽培管理に、多機能作業機を導入して、高品質と多収穫を目指す 中心となる経営体のうち水稻自家乾燥・調整する7名は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る 果樹との複合経営をめざす中心となる経営体は、規模拡大と作業の効率化を図るため防除機・高所作業車等を導入する 担い手1名が経営を承継する。後継者が新規就農(継承型)の青年新規就農給付金を申請をし、H.28年4月よりハウスでのミニトマトの栽培に取組、所得200万を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
166	西片屋	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 2人 中心経営体の追加 2人 	(15) 15	(14) 14	(1) 1	(0) 0	(15) 15	(15) 15	(0) 0	(0) 0	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 水稻について、その他の農業者の労力と連携しながら、(農)西片屋ふぁーむ及び認定農業者が中心となって農地の集積を図り、高品質の米づくりを推進する 果樹(さくらんぼ)については、施設の更新、観光果樹園のPR、高付加価値化、6次産業化等の取組を通じて、地域全体の収益向上に繋ぐ 野菜等の生産、販売の取組を通じて、転作からの所得確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
167	東南	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 1人 中心経営体の追加 1人 	(17) 17	(17) 17	(0) 0	(0) 0	(17) 17	(6) 6	(0) 0	(11) 11	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第4期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
168	東北	R3. 1. 7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 1人 中心経営体の属性変更 1人 	(8) 7	(7) 6	(1) 1	(0) 0	(8) 7	(5) 6	(1) 1	(2) 0	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用型農業については(農)東北グリーンファーム(仮)及び中心となる経営体が農地の受皿組織、個人として離農並びに規模縮小農家の対応にあたる 東北地区生産組合、農業委員が中心となって、農地の利用集積に向けた調整を進める 特別栽培米の生産拡大に取り組み、付加価値の向上に努める 無人ヘリコプター防除の効率的利用やコントリーエレベーターの利用促進を図り、米の生産コストの低減を図る 東南そば組合と連携し、そばの作付拡大を図り生産コストの低減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
169	桂荒俣	R3. 1. 7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 1人 	(4) 5	(4) 5	(0) 0	(0) 0	(4) 5	(2) 3	(0) 0	(2) 2	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 中心となる経営体同士の綿密な連携の元、共同化による大型機械の導入などにより経営安定を計り、地域の特色を出した生産物の生産を行い、離農農家の受け皿となる組織を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
170	下山添	R3. 1. 7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 3人 中心経営体の属性変更 2人 中心経営体の経営面積の変更 1人 	(18) 21	(17) 20	(1) 1	(0) 0	(18) 21	(14) 19	(2) 1	(2) 1	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 下山添地区生産組合を中心に農用地の利用集積を行い、担い手となる認定農業者に農地を集積する集落営農システムを確立する。水稻は主に認定農業者が担当し、複作物であるきゅうりなどの園芸作物は、女性陣が主となり農業所得の増大を図る 兼業農家や高齢農家が稼働能力に応じて、担い手農家に協力して農業に従事することにより、地域全体として生産体制を充足させる。高齢者でも取り組める軽量野菜導入の取り組みを進める 直播きや無人ヘリコプターの効率的利用、CE・MRC利用を促進し、低コスト化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
171	丸岡	R3. 1. 7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 2人 中心経営体の追加 1人 	(8) 7	(8) 7	(0) 0	(0) 0	(8) 7	(5) 6	(0) 0	(3) 1	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 中心となる経営体は、受け皿となれる条件整備を促進する 新規就農者への農地の集積も必要であり、現存施設の有効利用、中心となる経営体へ農地を提供した農業者から、水利管理などへの参加を求め、集落内での絆を維持する 作業の効率化を目的とする農地の交換等は、所有者の理解を得ながら、可能なところは検討する 地域の農業者の意向調査を基にした現状把握であり、今後の社会の変化に伴い随時見なおすものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第4期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
172	三千刈	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 3人 中心経営体の名義変更 1人 	(7) 10	(7) 9	(0) 1	(0) 0	(7) 10	(6) 9	(0) 0	(1) 1	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹・野菜の高付加価値農産物の生産に取り組み、複合経営の確立をする 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る 中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
173	黒川上	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 2人 中心経営体の追加 5人 	(13) 16	(13) 16	(0) 0	(0) 0	(13) 16	(9) 13	(0) 0	(4) 3	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る 営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開 新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得をともに目指す 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
174	黒川中	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 2人 	(12) 14	(12) 14	(0) 0	(0) 0	(12) 14	(7) 9	(0) 0	(5) 5	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者へ農地を集積し、コストダウンを図る 水稲・野菜・果樹等の複合化経営を図る 小規模農家が集約して法人化を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
175	黒川下	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 9人 中心経営体の経営面積の変更 2人 	(16) 25	(14) 23	(2) 2	(0) 0	(16) 25	(15) 24	(0) 0	(1) 1	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積を行い、生産費のコストダウンを図る 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
176	松根	R3.1.7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の削除 1人 	(11) 10	(10) 9	(1) 1	(0) 0	(11) 10	(10) 9	(0) 0	(1) 1	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 稲作については特定の中心的経営体に農地の集約が進み、コストダウンが図られる方向に進む 地区産米のブランド化(高付加価値化)を模索し、収益の増加に繋げる 加工・流通業者や産直施設との連携の進展 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第4期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
177	宝谷	R3.1.7	・様式の変更	(6) 6	(5) 5	(1) 1	(0) 0	(6) 6	(3) 3	(0) 0	(3) 3	・担い手はいるが十分ではない ・担い手に集積・集約化する	・中山間地域にあった方法で生産組合・認定農業者を中心に農地の利用集積または、農作業受委託を行い規模拡大を図る。 ・転作についてはそばを中心に取組み、引き続き団地化と集団化を図りながら組織活動の活性化に努め、良食味そばを安定生産する。 ・宝谷そば生産組合は、現在玄そばの販売のみであるが、そば粉での販売や更なる商品開発を模索しており6次産業化を推進していく。また、作業者の高齢化により、施肥の省力化の検討や組織の法人化も視野に入れた取り組みを展開していく。 ・そばの高品質化を目指し規格外品を出さないよう適期刈取り及び調整方法の適正化を強化しブランド品を生産・販売する事を目標に頑張る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
178	槻代	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の属性変更 1人	(15) 17	(14) 15	(1) 2	(0) 0	(15) 17	(14) 15	(0) 0	(1) 2	・担い手は十分確保されている ・担い手に集積・集約化する	・中心的経営体への農地の集積と生産費のコストダウンを図る ・地域の特性(きれいな水、中山間)を生かした作物の栽培と生産技術、経営手腕の向上を図り、高付加価値農業を目指す ・その他の農業者は、中心的経営体と連携して地域の財産(農業用道水路)の維持管理に協力するなど、補充的農業従事者として地域に関わる	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
179	田代	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 25人 ・中心経営体の属性変更 3人 ・中心経営体の経営面積の変更 1人	(14) 38	(14) 38	(0) 0	(0) 0	(14) 38	(12) 29	(0) 0	(2) 9	・担い手は十分確保されている ・担い手に集積・集約化する	・水稻を中心に複合経営を進める ・農業機械の共同購入、共同所有をし、稼働率向上を計り経営改善に努め経費の削減を図る ・集落内の認定就農者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
180	馬渡	R3.1.7	・様式の変更 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 2人	(17) 18	(17) 17	(0) 1	(0) 0	(17) 18	(14) 16	(1) 0	(2) 2	・担い手は十分確保されている ・担い手に集積・集約化する	・馬渡生産組合、農業委員が中心となって、農地の利用集積に向けた調整を進める ・集落内の認定農業者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する ・特別栽培米の生産拡大に取組み、付加価値の向上に努める ・ヘリコプター防除の効率的利用やコントリーエレベーターの利用促進を図り、米の生産コストの低減を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第4期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
181	熊出	R3. 1. 7	○様式の変更 ○中心経営体の削除 3人 ○中心経営体の追加 5人 ○中心経営体の経営面積の変更 4人	(14) 16	(12) 14	(2) 2	(0) 0	(14) 16	(11) 11	(0) 0	(3) 5	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圖を解消する	・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・新規青年就農者に農地を集積していく。	・農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。
182	東岩本	R3. 1. 7	○様式の変更 ○中心経営体の削除 2人 ○中心経営体の追加 4人 ○中心経営体の経営面積の変更 1人 ○認定農業者の追加 1人	(14) 16	(13) 13	(1) 3	(0) 0	(14) 16	(10) 12	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圖を解消する	・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・新規青年就農者に農地を集積していく。	・農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。
183	大針	R3. 1. 7	○様式の変更 ○中心経営体の削除 1人	(12) 11	(12) 11	(0) 0	(0) 0	(12) 11	(2) 2	(0) 0	(10) 9	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圖を解消する	・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。
184	本郷	R3. 1. 7	○様式の変更 ○中心経営体の削除 5人 ○中心経営体の追加 1人 ○中心経営体の経営面積の変更 4人	(32) 28	(30) 26	(2) 2	(0) 0	(32) 28	(11) 10	(0) 0	(21) 18	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圖を解消する	・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。
185	名川	R3. 1. 7	○様式の変更 ○中心経営体の追加 2人 ○中心経営体の経営面積の変更 1人	(13) 15	(13) 14	(0) 1	(0) 0	(13) 15	(6) 7	(0) 0	(7) 8	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圖を解消する	・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。
186	大鳥	R3. 1. 7	○様式の変更	(5) 5	(5) 5	(0) 0	(0) 0	(5) 5	(2) 2	(0) 0	(3) 3	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。他地区から積極的に新たな担い手を受け入れる。	・水稲、山菜の作付けを中心とする。 ・地区内に限らず、積極的に外部からの新たな耕作者を受け入れる。	・農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第4期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
187	大網	R3.1.7	○様式の変更	(19) 19	(18) 18	(1) 1	(0) 0	(19) 19	(5) 5	(0) 0	(14) 14	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する	・ 水稻、そば、山菜を中心に作付けする。 ・ 担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・ 複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・ 農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。
188	田麦俣	R3.1.7	○様式の変更	(7) 7	(7) 7	(0) 0	(0) 0	(7) 7	(0) 0	(0) 0	(7) 7	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。他地区から積極的に新たな担い手を受け入れる。	・ 水稻、山菜の作付けを中心とする。 ・ 地区内に限らず、積極的に外部からの新たな耕作者を受け入れる。	・ 農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。
189	大泉	R3.1.7	○様式の変更	(20) 20	(19) 19	(1) 1	(0) 0	(20) 20	(4) 4	(0) 0	(16) 16	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する	・ 水稻、そば、山菜を中心に作付けする。 ・ 担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・ 複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・ 農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第4期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数			中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
190	温海地区	R3. 1. 7	<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積の変更 4人 	(39) 40	(35) 36	(4) 4	(0) 0	(39) 40	(28) 28	(0) 0	(11) 12	担い手はいるが十分でない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 ・耕作放棄地を解消する。	・温海地域は山間地が多いため、条件のよい農地については、規模拡大志向の農業者や新規就農者へ農地を集積する。 ・認定農業者や(農)かすみ等を優先して集積させ、集約できない農地はあつみ農地保全組合と協議する。	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構を活用した農地集積・集約を推進する。

